

## 特集 1

## サステナビリティへの取り組み

## サステナビリティ情報開示の動向

文・小西健太郎ディレクター（サステナビリティ基準委員会にディレクターとして出向中）

サステナビリティ  
情報開示への関心の高まり

環境問題や社会問題は、昨今、急激な勢いで深刻化・複雑化しており、これらへの対応が喫緊の課題となっています。例えば、世界全体の気温上昇に伴う異常気象が世界各地で見られています。このような問題はさまざまな形で企業にも影響を及ぼしており、これまでの事業戦略を将来にわたって継続することが難しくなっているケースも始めています。

このような現状に対し、資金の出し手である投資家は、投資行動の変化を通じて問題解決を図ることを考えました。例えば、「責任投資原則（PRI）」では、投資家がESG（環境・社会・ガバナンス）の観点を投資判断に組み込むことを提唱しています。投資家が企業の分析および評価を行う上で長期的な視点を持ち、長期的に持続可能な経営を行おうとする企業に対して資金を提供することにより、企業行動の変革が促進され、結果として、持続可能な社会がもたらされるという考え方です。企業による情報開示は、投資家が投資判断を行う上で重要な情報源の1つと考えられます。投資家が投資判断を行うには、投資家の必要とする情報を、正確性および信頼性をもって企業が開示することが必要です。上述の投資判断に必要な情報として、企業の短期・中期・長期にわたる事業戦略やその強靭性（レジリエンス）などについての情報が挙

げられます。このような情報を開示するものがサステナビリティ情報開示であり、近年、国内外において急速な勢いで進化が生じている分野です。

多様な情報開示に係る  
規制とフレームワーク

国際的に一貫性のある  
サステナビリティ開示基準の  
開発に向けて

サステナビリティ情報開示は、これまでさまざまな規制やフレームワークに基づき行われてきました。具体的には、GRI（グローバル・レポーティング・イニシアティブ）、CDSB（気候変動開示基準委員会）、IIRC（国際統合報告評議会）、SASB（米国サステナビリティ会計基準審議会）、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）などの団体が公表した基準やフレームワークが国際的に使われてきました。

しかし、これらの基準等は、任意開示の中で使われてきた事例がほとんどで、使用している基準等は企業間で統一されていなかったため、結果として開示される情報も企業間で比較可能性がないことが問題とされてきました。

このため、上述のように基準等が乱立した状態を解消し、国際的に一貫性のあるサステナビリティ開示基準を開発することを期待して、2021年11月にISSB（国際サステナビリティ基準審議会）が設立されました。ISSBは、IFRS会計基準を開発するIASB

（国際会計基準審議会）の姉妹組織として、IFRS財団のもとに設置された基準設定主体です。

ISSBは、上述した団体のうち、CDSB、IIRCおよびSASBと合併し、それらの団体が開発した基準等を基礎として、国際的に一貫性のあるサステナビリティ開示基準を開発することを目的としています。ISSBは、2022年3月に公表した2つの公開草案（そのうちの1つは気候変動開示に関するもの）について、2022年末までに最終基準化することを目指しています。また、「気候」の次のテーマとして何に取り組むべきかについて、アジェンダ協議と呼ばれる公開協議を行う予定です。

欧州における企業サステナビリティ報告指令（CSRD）と  
欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）

欧州では、サステナビリティ情報開示をマネジメントレポートの中で行うことを義務付けたCSRD（企業サステナビリティ報告指令）が採択されました。CSRDに基づくサステナビリティ情報開示のため、EFRAG（欧州財務報告諮問グループ）がESRS（欧州サステナビリティ報告基準）という開示基準を開発しています。

ISSBの公開草案がサステナビリティ報告全般と気候関連開示を取り扱ったものであるのに対し、ESRSは、それらのみならず、汚染、水と海洋資源、生物多様性とエコシステム、循環型経済といった環境テーマや、従業

員、コミュニティ、顧客といった社会テーマ、リスク管理や内部統制といったガバナンステーマに関する公開草案も公表したことが特徴です。また、ISSBの公開草案では、気候関連開示について産業別基準が提案されていたのに対し、ESRSでは産業別基準は今後公表予定とされています。

CSRDは、平均従業員数が250人超などの要件に該当する企業に適用されるため、日本の現地法人にも適用される可能性があります。適用日については検討中ですが、大企業は2024年1月1日以後に開始する事業年度から適用開始となる可能性が高いと考えられています。

#### 米国における気候変動開示規則

米国では、2022年3月に証券取引委員会(SEC)が気候変動開示規則の草案を公表しました。提案の内容は、TCFD提言を基礎としたものであったため、既にTCFD提言に基づく開示を行っている企業は、対応コストは比較的大きくないと言えるかもしれません。

ません。しかしながら、温室効果ガス排出の一部について第三者保証が求められている他、財務諸表注記として、異常気象などの気候関連事象や脱炭素社会への移行に伴う連結財務諸表への金額影響を開示することが求められていることが特徴的です。

適用日は、企業規模によって異なりますが、大規模早期提出会社の場合、2023会計年度より適用開始とすることが提案されています。

### サステナビリティ 情報開示に係る日本の動向

上述の海外動向は、日本国内の開示実務に対しても影響を及ぼす可能性があります。

従来、サステナビリティ情報の重要な要素である「ガバナンス」や「リスク管理」に関しては、日本では、金融商品取引法における有価証券報告書や会社法における事業報告、取引所規則で求められるコーポレート・ガバナンス報告書などで開示が行われてきました。

一方、「戦略」や関連する「指標と目標」に関しては、これらに関連する開示は制度開示の中でも行われてきたものの、「環境」や「社会」というサステナビリティ関連のテーマに焦点を当てた開示は、基本的には任意開示の中で行われてきました。

このような状況を踏まえ、金融審議会のディスクロージャーワーキング・グループは、有価証券報告書にサステナビリティ情報開示の「記載欄」を設け、国際的なフレームワークと整合的な「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」の4つの構成要素に基づく開示を行うことを提案しました。このうち、「ガバナンス」と「リスク管理」に関しては、すべての企業が開示し、「戦略」と「指標と目標」については、各企業が「ガバナンス」と「リスク管理」の枠組みを通じて重要性を判断して開示することを提案しました。今後、この提案が法制度化されていくことが見込まれています。

## サステナビリティ情報開示と財務諸表監査

文・小西健太郎ディレクター  
(サステナビリティ基準委員会にディレクターとして出向中)

一般に、サステナビリティ情報開示は、財務諸表を補足し、補完する情報を提供するものと言われています。実務上は、サステナビリティ情報開示と財務諸表は所管部署が異なるケースも多いと考えられるため、情報の整合性に留意が必要です。例えば、サステナビリティ情報開示でリスクを認識し、数年間のうちに代替的な技術に置き換わるといった説明をしていながら、財務諸表では従前の技術に関連

する資産について減損損失を認識していないといった場合には、情報の信頼性に疑念が生じかねません。

今後、サステナビリティ情報開示では、温室効果ガス排出の削減目標値やその達成方法に関する開示、事業戦略やその強靭性(レジリエンス)を示すためのシナリオ分析の実施などが行われることも考えられます。今後、財務諸表監査を行っていくうえでは、そのようなサステナビリティ関連

の専門的な情報を理解しつつ、適切に財務諸表監査上のリスク評価を行い、情報の正確性および信頼性を検証することが必要になると考えられます。PwCあらたでは、さまざまな領域の専門家が機動的に連携し、効率的かつ効果的にサービスを提供できる体制を構築することで、これからの中長期化・複雑化する財務諸表監査に対応していきます。



左)小西 健太郎(ディレクター)

サステナビリティ基準委員会にディレクターとして出向中

右)遠藤 英昭(パートナー)

監査事業本部副本部長

## サステナビリティとPwCあらたの取り組み

～最前線の現場から～

Q

日本での基準設定は  
どのように進められて  
いますか。

**小西** 日本では、ISSBの母体組織であるIFRS財団のカウンターパートである財務会計基準機構(FASF)のもと、企業会計基準委員会(ASBJ)の姉妹組織として2022年7月にサステナビリティ基準委員会(SSBJ)が設立されました。SSBJは、①国内のサステナビリティ開示基準の開発と②国際的なサステナビリティ開示基準の開発への貢献を目的としています。

①については、SSBJが開発する国内基準をどのようなものとすべきかについての検討が行われているところで、この検討を踏まえ、今後、運営方針が作成される見込みです。また、SSBJの審議テーマやその優先順位等については、当法人の遠藤英昭パートナー

も委員を務めているサステナビリティ基準諮問会議で審議が行われ、重要性または緊急性の高いものについてはSSBJに提言が行われます。SSBJは、サステナビリティ基準諮問会議から提言を受けた場合、原則としてその提言を尊重し、審議テーマを決定します。審議テーマが決定すると、そこからSSBJでの審議が始まります。SSBJの会合は毎月2回のペースで開催され、事務局が作成した審議資料に対して委員が意見を述べるという形式で審議が行われます。SSBJの審議を経て基準の草案がまとまるとき、それを公開草案として公表し、広く一般からの意見を募集します。必要に応じて、公開草案に先立ち、論点整理を公表し、同様に意見の募集を行うことも考えられます。公開草案および論点整理に対して寄せられた意見については、

SSBJにおいて検討され、公開草案を再度公表する必要性があるか否かを検討した上で、再度公表する必要がないと判断された場合、ようやく基準が完成します。

SSBJが開発した基準の法的な枠組みについては、今年度の金融審議会ディスカロージャーワーキング・グループで検討されることとなっています。そこで議論を踏まえ、SSBJが開発した基準が法制度に組み込まれることとなった場合、国内企業に対して強制力のある基準となることが考えられます。②については、ISSBが2022年3月に公表した2つの公開草案に対する意見





発信が積極的に行われました。国際的なサステナビリティ開示基準に日本の関係者の意見が反映されていれば、SSBJが開発する国内基準は自然と国際的に整合したものとなります。このため、国際的なサステナビリティ開示基準の開発に貢献することは、国内のサステナビリティ開示基準の開発にとっても重要と考えられています。

**Q いま、どのような議論がなされているのでしょうか。今後の展望も踏まえて教えてください。**

**小西** これまでSSBJでは、もっぱらISSBが2022年3月に公表した2つの公開草案に対する意見発信について検討が行われていました。その公開草案は、サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的 requirement 事項と気候関連開示に関するものでしたが、これからサステナビリティ情報開示に取り組もうとする法域や企業にとって、負担の大きなものとなる可能性があることが指摘されていました。このため、SSBJでは、ISSBが開発する基準が真にグローバルな基準となるために、世界中の各法域で採用できるものにする必要があるとして、最初は最もコアとなる開示要求を設定し、それらが各法域に受け入れられた後に拡大するという、段階的なアプローチを採用すべきではないかといった議論を行い、この考え方を基礎としたコメントを行いました。

今後は、まずISSBの次の審議テーマを決定するためのアジェンダ協議に關し、日本としてどのような意見発信を行うべきなのかについての検討を行っていくことが考えられます。それと並

行して、SSBJが開発する国内基準をどのようなものとすべきか、具体的な審議テーマは何とすべきか、といった審議が行われていくことが考えられます。

SSBJは、幅広い関係者からインプットを集め、基準やコメント・レターという1つの文書に集約していくため、立場によって関係者の意見が異なる場合には、それらを調整することが必要となります。細やかな配慮が必要な仕事ではありますが、資本市場のさらなる発展のために必要なことだと思いますので、そこに関与できることが何よりもモチベーションになると考えています。

**Q 非財務情報開示拡大の流れをどう捉えていますか？**

**遠藤** 主にサステナビリティに関する開示を中心に財務数値以外の開示を行う事例は増えてきています。企業価値の過半が財務数値では表現できないということは古くから言われており、空白を埋めるために開示情報が増えていくというのは資本市場の機能である効率的な資本配分を実現するために必要なことであると考えています。しかしながらまだ先進的な取り組みの域を出ていない感があり、言い換えると意識が高い企業がアピールとして行っている状態だと捉えています。任意開示であるため、投資家から自社にとって都合のよい情報だけを開示しているのではないかと見られることも十分に考えられます。そのため、多くの企業がある程度の強制力によって非財務情報の開示が求められる制度の導入が待たれます。開示する企業が増え、ネガティブな情報もポジティブな情報と同様に開示されることになっ

て、初めて開示が機能していると言える段階に到達すると考えています。これについては、ISSBが起爆剤となり各国で制度化していく流れになっていくことを期待したいですね。

**Q その流れの中で、公認会計士、監査法人としてどう関わりたいと考えていますか？**

**遠藤** 非財務情報の開示が制度化され、開示する企業が多くなるのと同じく重要なのが、開示されている情報の信頼性が確保されるということだと考えています。世間の注目が高まるほど、不正開示を行うインセンティブが高まり、開示企業が増えるほど不正事例が発生する可能性が高まります。財務報告と監査制度が作られたのはインターネットが登場する遙か前であり、情報過多で世間の関心が移ろいやすい現代と違い、多くの失敗を重ねながら制度が練り上げられてきました。一方で非財務情報開示は今が黎明期だと言えますが、昔と違い信頼を失ってしまうと世の中の注目は簡単に別のものに移ってしまい、なかなか2度目のチャンスは来ません。非財務情報の開示は世の中をより良くしていくための重要な契機だと思います。そしてこの時機に公認会計士として保証業務を提供しているというのは幸せなことであると感じます。過去何十年にわたって保証業務を提供してきた監査法人として、このような流れを上手く仕組みとして昇華させるように世の中のために貢献していきたいと考えています。

## サステナビリティ課題とPwCあらたの取り組み

近年、持続可能な社会の構築に向けた企業による環境課題・社会課題への対応について、政府、投資家、従業員、消費者、地域社会といった直接的なステークホルダーからの期待・要請が急速に高まっています。それに伴い、企業情報開示における、サステナビリティ／ESG情報の重要性はますます高まることが予想され、それらサステナビリティ／ESG情報は将来財務情報とも呼ばれており、中長期的には企業の財務情報と密接に関係するものもあります。よって、企業にはそれらの非財務情報と財務情報を戦略的に結合させて開示する統合報告の実践が求められています。そして、そのような情報開示の進展に伴い、監査法人に求められる役割もまた大きく進化していくものと考えられます。PwCあらたは、このような新たな環境の変化の中でも、多くのクライアン

トの皆様に寄り添って、あらゆるサステナビリティの課題解決をサポートできる存在であり続けたいと考えています。

そのため、PwCあらたでは、サステナビリティ／ESG領域におけるリーディングファームという将来の目指す姿を念頭に、サステナビリティ／ESG関連の基盤整備と定型サービス拡大に向けた組織体制を整備しています。2030年に向けて、統合思考・統合報告のリーディングアドバイザー、統合監査のリーディングプロバイダーになるために、その目標を以下の3つのフェーズによって確実に達成したいと考えています。

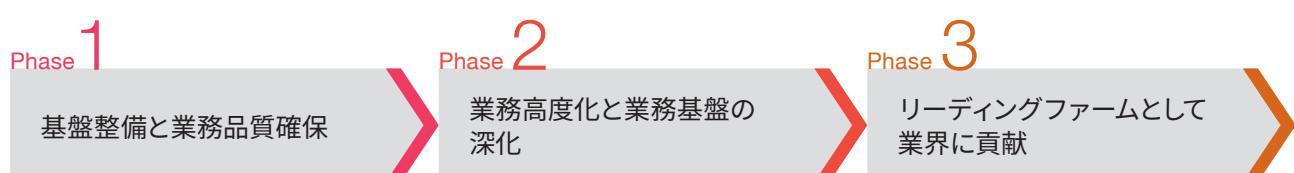
その第1フェーズは、「基盤整備と業務品質確保」のフェーズと位置付けています。私たちのクライアントが直面する非財務情報開示に関するさまざまな課題の解決をサポートできるようになるべく、数多くのOJTを通じた大



規模なアップスケーリングを実施とともに、全職員が活用できる情報基盤の整備や新たなサービスの開発を実施する予定です。

サステナビリティ／ESGの課題は多岐にわたり、また産業によって課題は全く異なりますが、私たちはクライアント固有の課題を理解し、その課題解決を支援できるよう、自らのケイパビリティを高めていきたいと考えています。

### ■ サステナビリティ／ESGビジネスのロードマップ



- ・非財務／ESG情報開示に関するアドバイザリー業務および保証業務の提供
- ・職員のESGリテラシーの向上

- ・さまざまなツールの開発
- ・品質管理体制の強化
- ・基準・ガイダンス検討への積極的な参加

- ・統合思考／統合報告のリーディングアドバイザー
- ・統合監査のリーディングプロバイダー

アシュアランスの基礎整備のための重点実施領域として、PwCあらたでは、具体的には以下のような施策を実施しています。

### 社内のアップスкиリング(人財育成)

サステナビリティ情報開示への関心が急速に高まっていることから、クライアントが直面する非財務情報開示に関するさまざまな課題を解決できる人財がますます求められています。それは、現在においてサステナビリティ関連サービスに従事していない職員も対象であり、PwCあらたでは、サステナビリティ関連サービスに従事している職員、監査業務等に従事している職員、パートナーに向けたアップスкиリングのフレームワークを策定し、それぞれの目指す姿に向けたアップスкиリング・メニューを展開しています。

例えば、サステナビリティの基礎から実践・応用までの社内研修、CDPスコアリング<sup>※</sup>をはじめとした監査部門へのOJTの機会の提供を行っています。また、ISSB(IASB)が職業的専門家に対して提供する認定試験であるFSA Credentialの取得に向けた推進を行っており、試験の受験を検討している職員に向けた説明会や試験対策講座を実施しています。他にも、社内ウェブサイトを通して、サステナビリティに関する研修やPwCが提供しているサービス等の定番の情報から、国内外の基準や規制動向といった最新情報を法人全体に発信しており、それは監査業務やアドバイザリー業務に携わる上で求められるナレッジの情報プラットフォームとしての役割を担っています。



※CDPは、英国の慈善団体が管理する非政府組織(NGO)であり、投資家、企業、国家、地域、都市が自らの環境影響を管理するためのグローバルな情報開示システムを運営しています。PwCあらたはCDPジャパンと契約したスコアリングパートナーとして、日本企業の評価をサポートしています。

### 保証業務への踏み込み

米国のSEC規制や欧州の企業サステナビリティ報告指令(CSRD)への対応を皮切りに、今後非財務情報の保証が必須となる予定です。将来的には、日本においても制度化されることが想定されるため、PwCあらたでも十分な時間をかけて準備を行っています。その中で、国内外での法規制動向のチェック、独立性の観点から保証業務と非保証業務の同時提供の可否の検討、日本企業に求められる対応についてどのような支援ができるかの検討を進めています。

### 部門間の情報連携

サステナビリティ/ESGの課題は多岐にわたり、企業の経営課題にあらゆる形で結びつくことが多いため、法人内の複数の部門で、既存サービスからサステナビリティ関連サービスへの展開を積極的に行っています。さらに、監査業務においても、今後は非財務情報と向き合う機会が増えることが予想されます。そのような状況から、PwCあらたでは各部門でサステナビリティ関連サービスを円滑に提供できるようにするためのサポート体制を法人内で構築しています。例えば、各部門のESG担当のリーダーとサステナビリティ・アドバイザリー部の間で定期的に情報連携が行われ、監査部門でもサステナビリティに関するワークショップが開催されています。

また、実際のクライアントへのサステナビリティ経営支援サービスでは、レポートの高度化だけでなく、戦略の高度化、事業やオペレーションの変革も伴うことが多いため、PwCサステナビリティ合同会社(サステナビリティ・センター・オブ・エクセレンス)やPwCコンサルティング合同会社等の、PwC Japanグループ内の他法人と組織の壁を越えて協働しています。

### 基準・ガイドanceの検討への積極的な参加

国内、欧州、米国の規制当局における非財務情報開示に関するルール設定の動きや、既存の非財務情報の開示指針設定主体による組織統合の動きなど、非財務情報開示基準を巡っては、世界的な動向変化の最中にあります。その中で、PwCあらたは、ISSBやSSBへの出向を通じて、基準・ガイドanceの検討にも積極的に貢献しています。

